

第3章 計画の目指す姿

1 基本理念

**人とのつながりを大切にし、
夢に向かって生きる子ども・若者を育む**

子ども・若者の時期は、社会的に自立した大人に移行するための重要な時期であり、その過ごし方について周囲の大人が積極的に関わっていく必要があります。社会を構成する一員として、子ども・若者の果たす役割は大きく、未来へつなぐ貴重な存在です。

「平成18年度静岡市青少年実態調査結果」では、規範意識や自己有用感、自己評価と、家族など他者との関係のあり方が相互に影響していることがわかりました。また、夢や目標に向けて努力することと他者との関係のあり方が相互に影響していることもわかりました。

このようなことから、子ども・若者が他者との関係を構築し、良好なつながりを持ち、夢や目標に向けて努力することが、健全な子ども・若者の育成に大きく影響するものと考えられます。

本計画では、人との絆を深め、自分なりの夢や目標を持ち、それに向かって自己を高め、希望あふれる子ども・若者を、理想の子ども・若者像としてとらえ、『人とのつながりを大切にし、夢に向かって生きる子ども・若者を育む』を基本理念とします。



2 基本目標

「基本理念」の実現のため、子ども・若者自身の力を伸ばすこと、家族や地域など子ども・若者を取り巻く環境を良くすること、そしてそれぞれが結びつきを強め、協力しあうことの3つの視点から、「基本目標」を設定します。

～ 基本目標 ～

- 1 自ら考え、自ら行動する次代を担う人づくり
- 2 子ども・若者を支える社会環境づくり
- 3 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働の仕組みづくり

基本目標1 自ら考え、自ら行動する次代を担う人づくり

子ども・若者は、様々な体験を通して、自ら考え、目標を見つけ、夢に向かって行動していきます。そして、体験を積み重ねていく過程で、困難を乗り越えるたくましさや達成することの喜びなどを得て、目標を実現する自信を強めていきます。また、他者との関わりやつながりを深めることを学び、人を思いやる気持ちや支え合う心を身につけます。

しかし、近年、子ども・若者が様々な活動を経験することが少なくなっており、他者との関係を築くことができず、社会活動に積極的に参加しない子ども・若者がみられます。

そこで、幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、より大きな夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図ります。



基本目標2 子ども・若者を支える社会環境づくり

子ども・若者自身の力を伸ばす中で、家族や地域など子ども・若者が身近で接する人や団体の果たす役割は大きなものがあります。しかし近年、子育てに悩みを抱える家庭や、地域の連帯感が薄れるといった現状が見られます。

そこで、子ども・若者を支える周囲の人や団体が、本来の役割を果たせるよう、支援していきます。

また、雇用形態の変化や経済格差の拡大など社会環境の複雑化は、子ども・若者の人格形成に影響を与え、このことが原因と考えられる非行や複合的な要因から生じる社会生活を円滑に営む上での困難が発生しています。更には、子ども・若者を狙った犯罪が次々と報道される中で、市民の安全に対する不安が広がっています。

これらに 대응するため、子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備や困難の状況に応じた支援体制とともに、安心して暮らせる安全な地域社会づくりを推進していきます。



基本目標3 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働の仕組みづくり

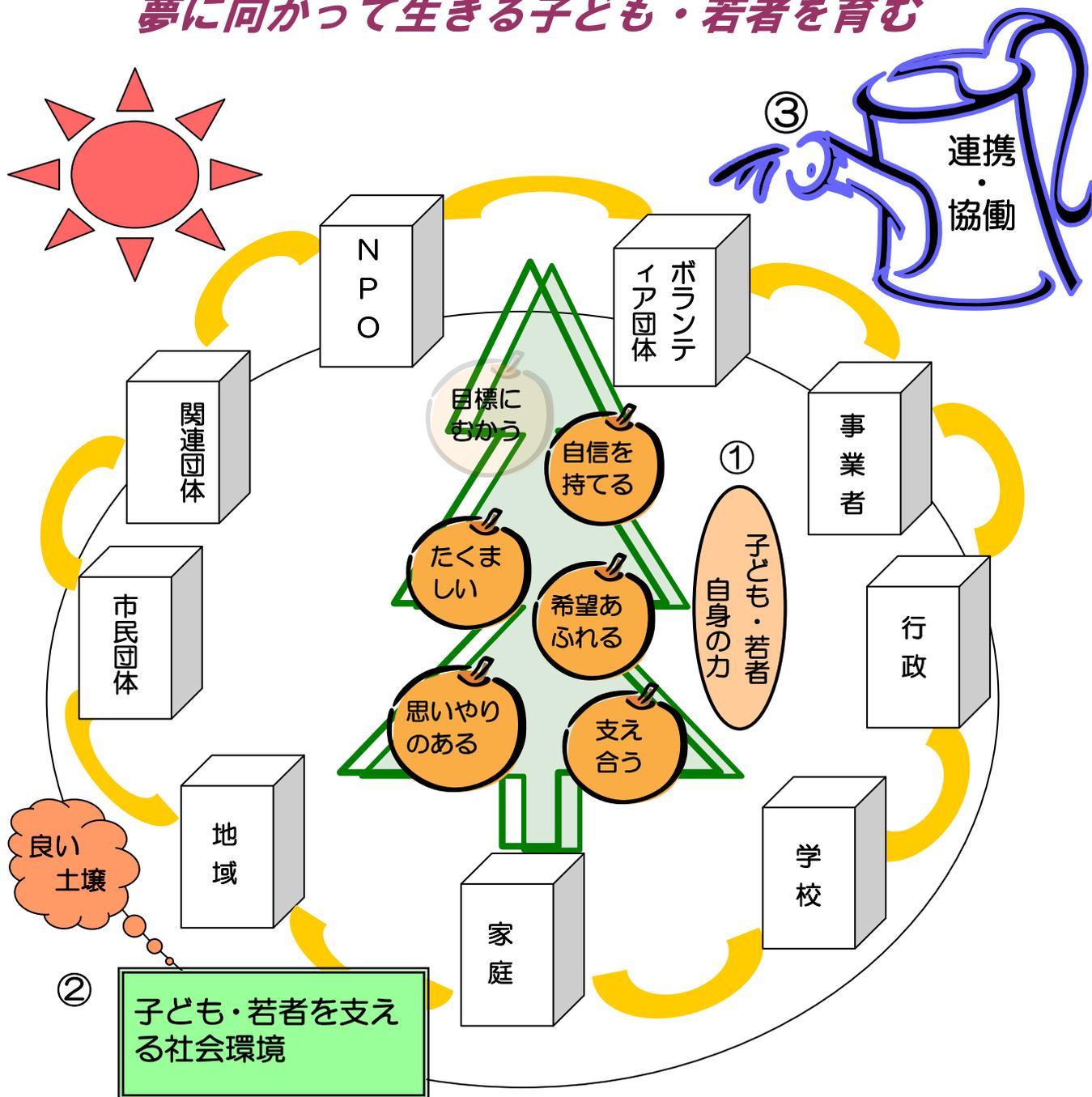
子ども・若者の育成は、一個人や一組織の力だけでは十分な成果は上げられません。子ども・若者は次代を担う貴重な人材であり、子ども・若者の育成は静岡市の将来に関わる重要な課題であることは言うまでもありません。

このような観点から、家庭・学校・地域・NPO等団体・事業者・行政など、子ども・若者を支える人や団体の連携を図るとともに、それぞれの分野で培った長所を活かし、相互に協力・補完しあい、協働する仕組みづくりを進めていきます。



基本理念と基本目標

人とのつながりを大切にし、
夢に向かって生きる子ども・若者を育む



子ども・若者が自ら考え、行動するための力を身につけるよう導くとともに、誰もが子ども・若者の育成に関わり、支えあう社会をつくることで、『人とのつながりを大切にし、夢に向かって生きる子ども・若者』を育みます。



第4章 施策の展開

1 施策の柱

基本理念を実現するためには、基本目標に掲げたように、子ども・若者自身が自ら考え、行動する力を身につけるとともに、家族や地域などの身近な人たちが支え、関わり合い、子ども・若者の成長をつなぐ協働の社会を創ることが必要です。

そこで、重点的取り組みとして8つの施策の柱を設けました。これらの施策の推進により基本目標の達成を目指します。

【施策の柱】



(1) 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供

子ども・若者の目的意識の醸成や他者とのコミュニケーション能力の向上などを
目指し、希望あふれる、たくましい子ども・若者を育てため、成長段階に応じてス
ポーツ、社会体験、生活体験、集団体験活動や自然・文化・歴史に触れる体験など
様々な体験や学習機会の提供を図ります。

(2) 居場所づくりと社会参加の推進

安心して活動できる環境や学び・体験・交流の活動拠点づくり及び指導者養成な
ど活動の仕組みづくりを推進するとともに、子ども・若者の主体的活動を支援し、
社会参加の推進を図ります。

(3) 学校等との連携と家庭・地域における教育力向上のための環境づくり

地域ぐるみの子ども・若者の育成を推進するため、地域住民の参加意識の高揚、
健全育成活動の充実、学校・家庭・地域の連携による家庭への支援や学校教育にお
ける地域の人材活用などを図り、つながりあう活力ある社会を目指します。

(4) 非行防止と安全対策の推進

非行の防止、環境の浄化、氾濫する情報や犯罪から子ども・若者を守るため、子
ども・若者に対する啓発とともに、市民・事業者への啓発、地域ぐるみの活動を通
し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(5) ニーズに応じた相談体制の総合的整備

子ども・若者の自立を目指し、子ども・若者・家族・育成に携わる人を支援する
ため、ニーズに応じた相談体制の整備、相談員の養成、相談機関の連携を図り、総
合的・専門的相談に対応する環境を整備し、相談活動の充実を図ります。

(6) 市民参画の推進とネットワークの強化

市民・団体・事業者・行政それぞれが役割を果たし、また、その連携・協働の仕
組みづくりを推進することで、次代を担う健やかな子ども・若者を育てる社会を目指
します。

(7) たくましく しなやかな子ども・若者を育成するプログラムの推進

変化の激しい時代を、たくましくそしてしなやかに生きぬくとともに、社会を能
動的に形成する者となるため、学ぶ意欲、学力、豊かな心と健やかな体を兼ね持つ
「知・徳・体」のバランスのとれた子ども・若者を育てる、プログラムを推進し
ていきます。

(8) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

ニート、ひきこもり、不登校、障害など困難を抱える子ども・若者やその家族を
支援するとともに、複合的な要因から生じる問題の解決を図るため、支援地域協議
会を中心とするネットワークづくりを進めていきます。

2 基本施策

施策の柱(1)

<基本施策>

成長に応じた豊かな
体験や学習機会の提供

- ①命の大切さと思いやりを学ぶ体験活動を充実する
- ②心身を鍛え、視野を広げるスポーツ・社会体験活動や学習の機会の提供を推進する
- ③規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させる集団体験活動を推進する
- ④ふるさとの自然・文化・歴史に触れ、豊かな感性を持った静岡っ子を育成する

子ども・若者の自立を促す体験や学習の機会の提供について、それぞれの目的や子ども・若者に与える影響の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(2)

<基本施策>

居場所づくりと社会
参加の推進

- ①子ども・若者の仲間づくりと活動の場を提供する
- ②困難を抱える子ども・若者を支援し、自立を促す場を提供する
⇒施策の柱(8)基本施策①～④へ拡充
- ③子ども・若者の主体性を伸ばし、子ども・若者リーダーを養成する
- ④子ども・若者の居場所づくりを支える人材の育成を充実する

子ども・若者の居場所づくりについて、「安心・安全の場」、「自立を促す場」、「主体的活動支援の場」の整備と仕組みづくりの観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(3)

<基本施策>

学校等との連携と家庭・地域における
教育力向上のための環境づくり

- ①子ども・若者の成長に応じた家庭への支援の充実と家族関係の強化を図る
- ②学校等の教育における地域の人材活用を促進する
- ③子育て支援活動や健全育成活動を地域ぐるみで推進する
- ④地域を支える人材を育成し、地域の力を強化する

地域ぐるみでの子ども・若者育成の推進を目指し、家庭・学校・地域の役割と連携の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(4)

<基本施策>

非
行
防
止
と
安
全
対
策
の
推
進

- ①子ども・若者を取り巻く環境の浄化に努める
- ②子ども・若者の非行・問題行動の防止に取り組む
- ③情報化社会におけるモラルの向上と安全利用の推進を図る
- ④子ども・若者が安心して過ごせる安全なまちづくりを推進する

子ども・若者が心健やかに安心して生活できる環境づくりを推進するため、環境の浄化、非行の防止、情報モラルの向上、犯罪被害の防止の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(5)

<基本施策>

ニ
ー
ズ
に
応
じ
た
相
談
体
制
の
総
合
的
整
備

- ①身近なところで、気軽に相談できる環境を整備する
- ②個々の課題に応じた専門的相談に対応するための体制を充実する
- ③相談機関の連携強化と将来を見通した一体的な相談体制の整備を図る
⇒施策の柱(8)基本施策④へ拡充
- ④相談に携わる人材の育成を充実する

子ども・若者及び家族等への相談活動について、利便性や利用の促進、専門的相談への対応、一体的な相談活動の推進の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(6)

<基本施策>

市
民
参
画
の
推
進
と
ネ
ッ
ト
ワ
ー
ク
の
強
化

- ①市民・行政が協働して子ども・若者の育成に取り組む
- ②関係機関・NPO等団体のネットワークの強化と形成を促進する
- ③子ども・若者の育成に関する情報を集約、発信し、市民意識の高揚を図る
- ④子ども・若者育成を効果的に推進するための組織の拡充を図る

市民・行政の役割と連携の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(7)

<基本施策>

たくましく
しなやかな子ども
若者を育成するプログラムの推進

- ① 確かな学力の育成とともに、生涯学習への意識を高める
- ② 多様な体験活動を通して、社会性や感性、郷土愛などの豊かな人間性の育成に取り組む
- ③ 生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるように、健やかな体の育成に取り組む
- ④ 一人ひとりの子ども・若者のもつ可能性を伸ばすために、個に対応した教育の支援に取り組む

変化の激しい時代を生きぬくために、「知・徳・体」を基盤とした「生きる力」を身につける教育の推進の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(8)

<基本施策>

困難を抱える子ども・若者と
その家族への支援

- ① ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者を支援する
- ② 障害のある子ども・若者を社会全体で支援する体制を充実する
- ③ 子ども・若者の虐待防止等困難を抱える家庭を支援する
- ④ 複合的な要因から生じる問題の解決を支援するために「子ども・若者支援地域協議会」を運営する

社会生活を営む上で、困難を抱える子ども・若者とその家族に対し、その置かれている状況を克服するための支援の観点から4つの基本施策とします。

3 取り組むべき施策とその事業内容

施策の柱(1) 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供

基本施策① 命の大切さと思いやりを学ぶ体験活動を充実する

成長に応じて命の大切さや思いやりを学び、人間関係を築く基礎を身につけるための体験や活動を支援・充実します。

◇◇◇◇◇◇**具体的取り組み**◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□命の大切さを考える体験活動

学校教育で命の大切さを学びます。

(事業内容)

●命の大切さを実感させる教育の充実【教育委員会】

各教科や行事等を通して生き物や自然に接しながら、生命の尊重や生きることの大切さについて感じとらせるなど、様々な工夫の中で、命にかかわる教育の充実を図ります。

□自分や周囲の人の身体を守る学習

病気や感染症、薬物等から自分や周囲の人の身体を守ることの大切さと実践方法を学びます。

(事業内容)

●学校出前講座 豊かなセクシュアリティ【生活文化局】

男女お互いの「性と生」を尊重しあい、豊かな人間関係を築くことを目的に、中学生を対象に、性教育に関する講座を行います。

□思いやりの心を身につける体験活動

高齢者や障害者等とふれあう体験の中で、思いやりの心を身につけます。

(事業内容)

●高齢者社会参加促進事業【保健福祉子ども局】

当該事業は、高齢者の世代間交流を通して社会参加促進を図るもので、旧清水市各地区のまちづくり推進委員会を対象とした事業です。将来的には、地域での支え合い、見守り活動を推進するための事業として再構築し、全市域での実施を検討していきます。

施策の柱(1) 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供

基本施策② 心身を鍛え、視野を広げるスポーツ・社会体験種や学習の機会の提供を推進する

子ども・若者の心と身体を鍛える活動やスポーツ、ごみの出し方など社会生活の基礎を身につけるための学習、視野を広げるための職場体験、国際交流など社会体験活動を推進します。

◇◇◇◇◇◇具体的な取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□健康な心身をつくる学習・体験活動

健康な身体づくりを進めるとともに、スポーツなどを通して心身を鍛えます。

(事業内容)

●中学校部活動指導員設置事業【教育委員会】

静岡市立中学校における部活動の充実を図るため、部活動指導員の派遣を行います。

□社会生活の基礎を学ぶ学習・体験活動

学習会や施設見学、体験活動を通し、社会生活の基礎を身につけます。

(事業内容)

●子ども・若者のボランティア活動の充実【教育委員会】

地域社会や民間団体等とも協力し、ボランティア活動を推進し、自分が必要とされている存在であることを実感させ、喜びや生きがいを与えるとともに、様々な社会問題への問題意識を深め、社会貢献への気持ちを育みます。

□将来の夢や目標を見つける体験活動

将来の夢や目標に向かって進むこと、働くことの大切さを学びます。

(事業内容)

●ジュニアインターンシップ推進事業【経済局】

高校生の就職活動を容易にすることを目的として、市内高校生を対象に、事業所へ派遣し、就業体験で経営者等と交流します。

□世界に目を向ける体験活動

多文化に接し、外国人との交流等を通し、日本や世界に目を向けます。

(事業内容)

●日本に在住する外国人との交流・学習【生活文化局】

在住する外国人との交流を目的とした事業(国際交流フェスティバル等)を実施します。

(その他の事業)

●青少年国際親善交流事業(プラットフォーム事業)【保健福祉子ども局】 他

施策の柱(1) 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供

基本施策③ 規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させる集団体験活動を推進する

子ども・若者の社会性を育むため、規範意識やコミュニケーション能力を高める集団体験活動・異年齢交流などを推進します。

◇◇◇◇◇具体的な取り組み◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□宿泊型体験活動

宿泊型体験施設を利用した集団生活プログラムを通して、規範意識を高めます。

(事業内容)

- 少年自然の家の運営～井川少年自然の家・清水和田島少年自然の家～【教育委員会】
野外での自然体験活動や宿泊訓練を通じて仲間との協調性や社会性を育みます。

□異年齢集団型体験活動

異年齢による集団体験活動を通し、人と協力し合うことや、会話の楽しみ、自分の意思を伝える方法を学び、相手の気持ちを理解しようとする心を育み、コミュニケーション能力を高めます。

(事業内容)

- 少年野外体験事業～少年の船～【保健福祉子ども局】
静岡市と伊豆市の子ども・若者が多様な体験や共同生活・グループ学習を通して協調性やリーダーシップを培うことを目的とします。

- 校庭開放事業【保健福祉子ども局】

小学校の授業終了後から下校時刻までの間、校長の承認のもとにPTAにより設置された運営委員会が校庭等を利用して、安全な遊び場を提供するための事業及び運営費に対して補助金を交付します。

(その他の事業)

- 子どものための音楽ひろば【生活文化局】
～学年の枠を取り払い、合唱・合奏等を行う総合音楽講座～ 他



施策の柱(1) 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供

基本施策④ ふるさとの自然・文化・歴史に触れ、豊かな感性を持った静岡っ子を育成する

地域の自然や文化、歴史等に触れる体験や学習の機会を充実させ、豊かな感性を持った子ども・若者を育成します。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□自然にふれる学習・体験活動

南アルプスなどの山々、清流、駿河湾等の恵まれた自然に触れ、豊かな感性を身につけます。

(事業内容)

●井川・和田島少年自然の家 自然体験活動 【教育委員会】

自然の素晴らしさや厳しさにふれながら、自然環境の中で野外活動、自然探求等を通じて豊かな情操を培い、心身ともに健全な育成を図ります。

□文化にふれる学習・体験活動

地域に伝わる伝統行事、伝統文化を学び、また現代の文化活動を通し、豊かな感性を身につけます。

(事業内容)

●芹沢銈介美術館【教育委員会】

日本を代表する染色家、芹沢銈介の作品・コレクションの企画展示や作品の保存収集、調査研究を通して、芹沢の芸術を広く紹介し、その偉業を後世に伝えていきます。

●静岡市美術館【生活文化局】

身近な生活の中で心の豊かさや潤いを実感し、また感性を養うため、国内外の作品展をはじめ、時代に即応した様々な企画展を開催する他、交流活動や教育・普及活動を展開します。

□歴史にふれる学習・体験活動

数々の史跡などから先人たちの暮らしや知恵を学びます。

(事業内容)

●登呂博物館～登呂遺跡～【教育委員会】

登呂遺跡出土資料の保存、展示及び登呂ムラの体験学習を実施し、日本の稲作文化・弥生文化を後世へ伝えていきます。

□地域産業にふれる学習・体験活動

静岡市に古くから伝わる伝統産業や、そこから新たに派生した地場産業を学びます。

(事業内容)

●駿府匠宿～工芸と歴史の体験施設～【経済局】

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」において、静岡市の伝統工芸や近代産業の体験とPRをとおして、本市の地場産業及び伝統工芸への理解と認知度を高めます。

施策の柱(2) 居場所づくりと社会参加の推進

基本施策① 子ども・若者の仲間づくりと活動の場を提供する

子ども・若者が安心して遊び・学び・体験できる居場所づくりを進めるとともに、集団・異年齢交流を図ります。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□施設における居場所づくり

多様な施設を活用し、学習・交流・活動を行う居場所づくりを進めます。

(事業内容)

●放課後児童クラブ【保健福祉子ども局】

概ね小学1～3年生で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、家庭に代わって保護育成を行います。

●児童館【保健福祉子ども局】

児童館は、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設で、0歳から18歳未満の児童を対象に遊びを通して健康に、情操豊かに育つよう支援を行うことを目的としています。

(その他の事業)

●静岡科学館 る・く・る【生活文化局】

●図書館【教育委員会】

●青少年研修センター【保健福祉子ども局】 他

□活動を通じた居場所づくり

継続的な活動を行い、地域に根ざした居場所づくりを進めます。

(事業内容)

●校庭開放事業【保健福祉子ども局】

小学校の授業終了後から下校時刻までの間、校長の承認のもとにPTAにより設置された運営委員会が校庭等を利用して、安全な遊び場を提供するための事業及び運営費に対して補助金を交付します。

(その他の事業)

●少年教室事業【保健福祉子ども局】 他



施策の柱(2) 居場所づくりと社会参加の推進

基本施策③子ども・若者の主体性を伸ばし、子ども・若者リーダーを養成する

自ら計画・行動できる子ども・若者を育むための居場所づくりに努め、子ども・若者層の社会参加活動・団体活動の推進や地域社会を支える子ども・若者リーダーを養成します。

◇◇◇◇◇具体的な取り組み◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□各種団体活動を通じた子ども・若者リーダーの養成

子ども・若者団体等による様々な活動を通して社会参加を促し、子ども・若者リーダーを養成します。

(事業内容)

●子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等の活動【保健福祉子ども局】

自然体験活動や奉仕活動に積極的に取り組み、子ども・若者のリーダーを養成します。

□子ども・若者リーダーの養成に向けた環境づくり

子ども・若者が自ら計画し活動するための環境づくりに努め、子ども・若者リーダーを養成します。

(事業内容)

●青少年研修センターの運営【保健福祉子ども局】

次世代を担う子ども・若者の健全育成活動拠点として有効活用を図っていきます。



施策の柱(2) 居場所づくりと社会参加の推進

基本施策④ 子ども・若者の居場所づくりを支える人材の育成を充実する

子ども・若者の活動場所や活動内容の充実を図るため、指導者や関連団体の育成を推進します。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□学習・交流・活動の場を支える人材の育成

施設の運営ボランティアを育成します。

(事業内容)

●日本平動物園ガイドボランティア【生活文化局】

ガイドボランティアとして、園内のスポットガイド及びふれあいコーナーでの補助等を行います。

□継続的な活動による居場所づくりを行う人材の育成

地域のスポーツ活動など継続的な活動を支える指導者を育成します。

(事業内容)

●スポーツ指導者養成講習会【生活文化局】

正しい知識と指導法を持ったスポーツ指導者を養成するため、各専門分野の講習を実施します。

□各種団体を支える人材の育成

子ども・若者団体等における指導者の育成を支援します。

(事業内容)

●ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会【保健福祉子ども局】

自然体験活動、奉仕活動、文化活動などを通じて子ども・若者の育成を図ろうとする団体の指導者の育成を支援します。

□問題を抱える青少年の居場所を支える人材等の支援

様々な問題を抱える子ども・若者に応じた取り組みを支える人材や組織を支援します。

(事業内容)

●不登校児童・生徒の居場所づくりに取り組む人や組織の支援【保健福祉子ども局】

不登校児童・生徒の状況に応じた適切な相談、アドバイスのできる人材や組織を支援します。

施策の柱(3) 学校等との連携と家庭・地域における教育力向上のための環境づくり

基本施策① 子ども・若者の成長に応じた家庭への支援の充実と家族関係の強化

を図る

子ども・若者が健やかに成長するためには、社会生活の基礎となる家庭生活において家族の関わりを深めることが大切です。行政や地域の連携により家庭への支援を推進し、家庭の教育力の向上を図ります。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□保護者の支援

障害をもつ小中高生とその家族を支援します。

(事業内容)

●日中一時(放課後)支援事業【保健福祉子ども局】

放課後の支援を必要とする特別支援学校等の児童生徒に対し、学校の授業終了後及び長期休校日等において、施設を利用し放課後の活動を支援するため、一時的な見守り等を行います。

(その他の事業)

●放課後等デイサービス【保健福祉子ども局】

□子育て家庭の経済的支援

より充実した子育てができるよう、経済的支援を行います。

(事業内容)

●奨学金制度【教育委員会】

優秀な人材を育成するため、奨学金を貸与します。

(その他の事業)

●親子消費者教室【消費生活センター】

●子どもの自立を支援する講演会【保健福祉子ども局】

●中学生国際交流資金貸付基金【教育委員会】 他



施策の柱(3) 学校等との連携と家庭・地域における教育力向上のための環境づくり

基本施策② 学校等の教育における地域の人材活用を促進する

子ども・若者の育成にとって学校の役割は重要であり、学校・家庭・地域の連携も欠かせないものとなっています。地域社会と学校との連携を深めるため、地域の人材の活用を促進します。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□学校教育における地域の人材等の活用

地域の特性や歴史等の学習を促すため、地域の人材の活用を図ります。

(事業内容)

●民間教育力活用事業【教育委員会】

地域の民間教育力を積極的に授業に活用することにより児童生徒の学習の充実を図ります。

□学校教育におけるスペシャリストの活用

総合的学習や将来の目標づくりを促すため、専門家の活用を図ります。

(事業内容)

●環境学習指導員派遣事業【環境局】

環境に関する学習会を開催する団体に対し、市に登録された環境学習指導員を講師として派遣し、子ども達に自然と触れ合う機会や、環境に関する意識の向上及び環境教育の普及啓発を図ります。

□学校・家庭・地域の連携の強化

民間活力の導入により交流を促進し、学校・家庭・地域のパートナーシップの確立を目指します。

(事業内容)

●学校施設開放事業（学校施設利用運営協議会）【生活文化局】

静岡市立学校の体育施設（体育館・グラウンド・プール等）を学校教育に支障のない範囲で、学校区地域住民に開放します。



施策の柱(3) 学校等との連携と家庭・地域における教育力向上のための環境づくり

基本施策③ 子育て支援活動や健全育成活動を地域ぐるみで推進する

子ども・若者の健やかな成長を見守り、支える地域社会の構築に向け、地域住民の子ども・若者育成に対する参加意識の高揚を図り、地域活動の活性化を図ります。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□地域ぐるみの健全育成活動

地域住民による子ども・若者健全育成活動を支援します。

(事業内容)

●交通安全運動【生活文化局】

自治会・町内会等と協力し、地域ぐるみの交通安全運動を推進します。

●防犯活動【生活文化局】

自治会・町内会や地域安全推進員等と協力し、地域ぐるみの防犯活動やあいさつ・声かけ運動を推進します。

(その他の事業)

●あいさつ・声掛け運動【保健福祉子ども局】

●街頭補導活動・巡視活動【保健福祉子ども局】

●環境浄化活動【保健福祉子ども局】

●児童遊び場整備の助成【保健福祉子ども局】

●青少年体験活動【保健福祉子ども局】

●世代間交流事業【保健福祉子ども局】

●青少年健全育成地区大会の開催【保健福祉子ども局】 他

□地域ぐるみの健全育成活動を推進する主な団体

●青少年健全育成会・青少年育成推進委員会

●自治会・町内会

●PTA

●子ども会

●交通安全会

●民生委員児童委員協議会

●保護司会

●防犯協会

●体育指導員連絡協議会

●地区社会福祉協議会

●老人会

●婦人団体連絡会

●更生保護女性会



詳しくは関連団体ホームページをご覧ください。

施策の柱(3) 学校等との連携と家庭・地域における教育力向上のための環境づくり

基本施策④ **地域を支える人材を育成し、地域の力を強化する**

地域が支え・育む子ども・若者が、次の世代の担い手になるように、つながりあう活力ある社会を目指し、地域の人材育成と教育力の向上を図ります。

◇◇◇◇◇◇ **具体的取り組み** ◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□ **地域活動への参画を促す環境づくり**

地域を支える人材を育成するため、地域活動について考える場をつくるなど環境を整備します。

(事業内容)

- 市民活動センターの運営～静岡市市民活動センター（静岡地区・清水地区）～

【生活文化局】

市民活動団体の事業や運営、立ち上げに関する相談の受付、市民活動に関する情報の収集・提供、活動場所の提供などを行う市民活動センターを運営します。

(その他の事業)

- アイセル助成カレッジ【生活文化局】

□ **地域活動に参加する人への啓発・研修**

研修会などを通じ、地域を支える人材を対象に子ども・若者に関する情報を提供し、基本的知識の習得を図ります。

(事業内容)

- 補導委員・地区補導員研修会【保健福祉子ども局】

補導従事者の技術や意識を高め、学校・警察など関係機関との連携を図りながら、子ども・若者の非行防止及び良好な環境整備を推進します。

(その他の事業)

- PTA 研修【PTA 連絡協議会】

- 健全育成団体役員の連絡会及び研修事業の実施【保健福祉子ども局】

- 健全育成等啓発 DVD・ビデオの貸出【保健福祉子ども局】

- 青少年健全育成地区大会の開催【保健福祉子ども局】

- 補導活動情報誌「育成センターだより」の発行【保健福祉子ども局】



施策の柱(4) 非行防止と安全対策の推進

基本施策① 子ども・若者を取り巻く環境の浄化に努める

有害環境や消費者被害に関する意識啓発に努めるとともに、関係機関・団体と連携を図りながら、地域社会の環境浄化に取り組みます。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□関係機関・団体等との連携による環境浄化活動

学校、地域、市民団体、関係機関が連携し、社会環境の浄化に努めます。

(事業内容)

●青少年育成センターの運営【保健福祉子ども局】

非行防止及び健全育成に関係する機関、団体の拠点として、静岡市青少年育成センターを運営し、補導活動、環境浄化活動などを実施します。

- ・子ども・若者を取り巻く社会環境調査
- ・県青少年環境整備条例に基づく立ち入り調査
- ・事業者等に対する子ども・若者への配慮要請
- ・白ポストによる有害図書回収活動

(その他の事業)

●違法広告物等撤去活動【都市局】

□消費者被害の防止

悪徳商法に関する相談を受けるとともに、悪質商法に関する情報提供など、消費生活における注意を喚起します。

(事業内容)

●消費生活センター【生活文化局】

若年者を含む消費生活相談に応じるとともに、若年者を対象に、職員が高校、専門学校、大学等へ出向き、資料・ビデオ上映・クイズなどにより悪質商法に関する情報や生活設計に関する基礎知識を提供します。

- ・消費生活や多重債務相談
- ・ヤングライフセミナーの相談
- ・くらしの情報の発行
- ・消費者啓発キャンペーン



施策の柱(4) 非行防止と安全対策の推進

基本施策② 子ども・若者の非行・問題行動の防止に取り組む

心身の発達途上にある子ども・若者の興味本位の行動や心の変化に、身近な大人が関心を持つよう啓発に努めるとともに、非行の芽の早期発見と適切な指導に努め、非行・問題行動の防止に取り組みます。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□街頭補導・啓発活動

子ども・若者の行動や社会環境の変化に対応した効果的な街頭補導及び啓発活動の充実に努めます。

(事業内容)

●非行防止等啓発事業【保健福祉子ども局】

街頭キャンペーンなどの広報活動を通して、子ども・若者の非行防止、健全育成に関する市民意識の高揚を図ります。

(その他の事業)

●青少年育成センターの運営【保健福祉子ども局】

- ・街頭補導活動
- ・補導委員・地区補導員研修会
- ・補導関係者連絡会

●未成年者の喫煙防止事業【保健福祉子ども局】

□関係機関・団体等との連携

学校、地域、市民団体、関係機関等が連携し、非行・問題行動の防止に努めます。

(事業内容)

●各地域の青少年健全育成団体活動の支援【保健福祉子ども局】

健全育成大会の実施、講演会等の開催、広報紙の発行、あいさつ・声掛運動の推進を行います。

●要保護児童対策地域協議会の開催【保健福祉子ども局、各区福祉事務所、教育委員会】

各関係機関等の情報を共有化し、適切な対応を検討します。また、要保護児童対策に向けた体制の強化及び児童虐待等の防止に向けた研修を実施します。

(その他の事業)

●保護司会活動の支援【保健福祉子ども局】

●薬物乱用防止支援チーム活動

【静岡地区少年サポートセンター（静岡県警察）、保健福祉子ども局など】

●BBS (Big Brother and Sister Movement) 活動

施策の柱(4) 非行防止と安全対策の推進

基本施策③ 情報化社会におけるモラルの向上と安全利用の推進を図る

インターネットや各種メディアが子ども・若者にもたらす諸問題や子ども・若者自身の情報モラルについて、子ども・若者や保護者等への啓発に努め、子ども・若者がトラブルや事件に巻き込まれない環境づくりを推進します。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□情報モラルの向上

学校教育、教職員研修において、コンピューターの操作能力とともに、ネット社会の中で責任ある行動を取ることができる資質の育成を図ります。

(事業内容)

●情報倫理教育の推進【教育委員会】

ITの飛躍的発展によるネット社会の広がりの中で、情報の匿名性に付随する様々な問題に対応するため、情報やコミュニケーションの本質的意味を教え、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育成し、責任ある行動を取れる資質を育む情報倫理教育を推進します。

□安全利用の啓発

研修会やリーフレットを通じて保護者等への啓発を行い、情報機器の安全利用の推進に取り組めます。

(事業内容)

●インターネット安全利用等研修事業【静岡市青少年育成会議】・【保健福祉子ども局】

情報が氾濫するなか、子ども・若者が適切にインターネットを活用できるよう、啓発活動を行います。

(その他の事業)

●安全利用啓発リーフレットの配布【保健福祉子ども局】

●NPO等による啓発活動

～学校、PTA、交流館事業などを通じた啓発活動～【保健福祉子ども局】



施策の柱(4) 非行防止と安全対策の推進

基本施策④ 子ども・若者が安心して過ごせる安全なまちづくりを推進する

犯罪被害から子ども・若者を守り、安心して過ごせる環境を整備するため、通学路の安全保など地域防犯活動を推進し、地域社会が一体となって防犯のまちづくりに取り組みます。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□地域住民による活動

地域ぐるみで安全なまちづくりに取り組みます。

(事業内容)

●地域防犯活動

【学校・PTA・自治会(町内会)・地域安全推進員など】・【生活文化局】

地域住民による児童・生徒の見守り活動や、青色回転灯装備車両によるパトロール等の地域防犯活動を推進します。

・防犯への理解を深めてもらうための情報発信等を行うとともに、地域防犯活動への支援を行います。

・地域住民の連帯感を高め、犯罪が起きにくい環境をつくるため、あいさつ・声かけ運動を推進します。

(その他の事業)

●スクールガードリーダー【教育委員会】

～児童の安全を図るための登下校時の通学路や学校内の巡回・指導～

□安全な環境づくり

通学路などの安全な環境整備に取り組みます。

(事業内容)

●通学路等の整備

安全に通学できるよう、防犯灯の設置補助などを行います。

【各区役所 まちづくり振興課】

・防犯灯の設置補助

・ガードレールの設置【建設局】

・道路照明灯の設置【建設局】

(その他の事業)

●「子どもを守る家」「子ども110番の家」等の設置【教育委員会】

●不審者情報等のメール配信【教育委員会】



施策の柱(5) ニーズに応じた相談体制の総合的整備

基本施策① 身近なところで、気軽に相談できる環境を整備する

相談員・相談窓口に関する情報の提供、電話等による相談活動や身近な相談員・相談窓口の充実に取り組み、子ども、若者、家族や子ども・若者育成に携わる人が相談しやすい環境づくりを推進します。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□気軽に相談できる体制づくり

電話などにより気軽に相談できる体制をつくります。

(事業内容)

- 子ども青少年相談センター 面接相談・電話相談【保健福祉子ども局】

0歳から20歳までの子ども・青少年に関する様々な問題に対して、本人及びその保護者等との面接相談や電話相談(こころのホットライン・24時間いじめ電話相談)を行います。

□身近な相談窓口の整備

身近な場所で相談できる体制をつくります。

(事業内容)

- 保健福祉センター【保健福祉子ども局】

保健、福祉、医療に係る相談を受け付けるとともに、必要に応じて他の機関との連携を図り支援を行います。

(その他の事業)

- 家庭児童相談室【各区福祉事務所】
- 地域の民生委員・児童委員【保健福祉子ども局】



施策の柱(5) ニーズに応じた相談体制の総合的整備

基本施策② 個々の課題に応じた専門的相談に対応するための体制を充実する

子ども・若者や家族が抱える問題が多様化し、個々の状態に合わせた相談活動が必要とされており、関係機関・専門家による専門的な相談体制の充実に取り組みます。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□個々の課題に応じる専門窓口

専門的相談に対応できる体制をつくります。

(事業内容)

●児童相談所【保健福祉子ども局】

児童虐待や子どもの発達の悩みなどに対する相談、判定、指導、保護が必要な児童への専門的な対応等を行います。

(その他の事業)

●子ども青少年相談センター【保健福祉子ども局】

●こころの健康センター【保健福祉子ども局】

●発達障害者支援センター【保健福祉子ども局】

●障害者相談支援事業【保健福祉子ども局】

●障害児相談支援事業【保健福祉子ども局】

●精神保健福祉相談【保健福祉子ども局】

●女性のためのカウンセリングルーム【生活文化局】



□学校における相談体制

専門相談員等を活用した相談体制をつくります。

(事業内容)

●スクールカウンセリング事業【教育委員会】

いじめや不登校、問題行動等、児童・生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラー及び教育相談員を小・中学校に配置し、学校における組織的相談機能の向上を目指します。

●特別支援教育コーディネーターの配置【教育委員会】

普通学級に在籍する発達障害児童・生徒並びに特別支援学級に在籍する児童・生徒の支援が的確に行われるように、校内支援体制の充実及び関係機関との連携を図ります。

施策の柱(5) ニーズに応じた相談体制の総合的整備

基本施策④ 相談に携わる人材の育成を充実する

総合的・専門的相談活動の推進とともに地域が支えあう社会環境の整備を目指し、研修・講座の充実により、身近な相談員の養成と専門相談員の資質の向上を図ります。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□地域における相談に携わる人材の養成

カウンセリング技術の普及を図り、相談に携わる人材を養成します。

(事業内容)

●カウンセリング講座【保健福祉子ども局】

市民を対象に、地域、職場、学校、家庭などにおける子どもや青少年との関わりに生かすことができるようにカウンセリング理論や技術の普及を図ります。

●青年期ケース支援機関ケア会議への技術援助【保健福祉子ども局】

市内を中心に青年期ケースを支援する民間機関と、情報共有及び協働によるケース支援を図るため、官民協働でケア会議を実施します。

●青年期精神保健研修会【保健福祉子ども局】

市内を中心に官民を問わず、青年期に係る職種・機関を対象にした青年期精神保健の専門研修会を実施します。

□相談員の資質の向上

研修等による相談員の資質の向上を図ります。

●専門研修の実施

●経験者の登用(福祉、保健、教育など)



施策の柱(6) 市民参画の推進とネットワークの強化

基本施策① 市民・行政が協働して子ども・若者の育成に取り組む

家庭・学校・地域・各種団体・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、協働し、次代を担う健やかな子ども・若者の育成に取り組めます。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

□家庭

- ・愛情をそそぎ、安らぎを感じることでできる心の居場所となる
- ・健康な身体をつくり、基本的な生活習慣を身につける
- ・しつけなど社会生活の基本と自立に向けた成長を支える

□学校

- ・集団活動による規範やコミュニケーションを教え、生きる力を伸ばす
- ・体力・学力の向上と知識の習得を促す
- ・地域のコミュニケーションセンターとして家庭・地域をつなぐ

□地域

- ・生活の場、社会との接点として安心して生活できる環境をつくる
- ・多くの大人が子ども・若者と関わり、見守ることで社会性を伸ばす
- ・地域ぐるみの活動を行うことで、子ども・若者の保護者等を支える

□各種団体

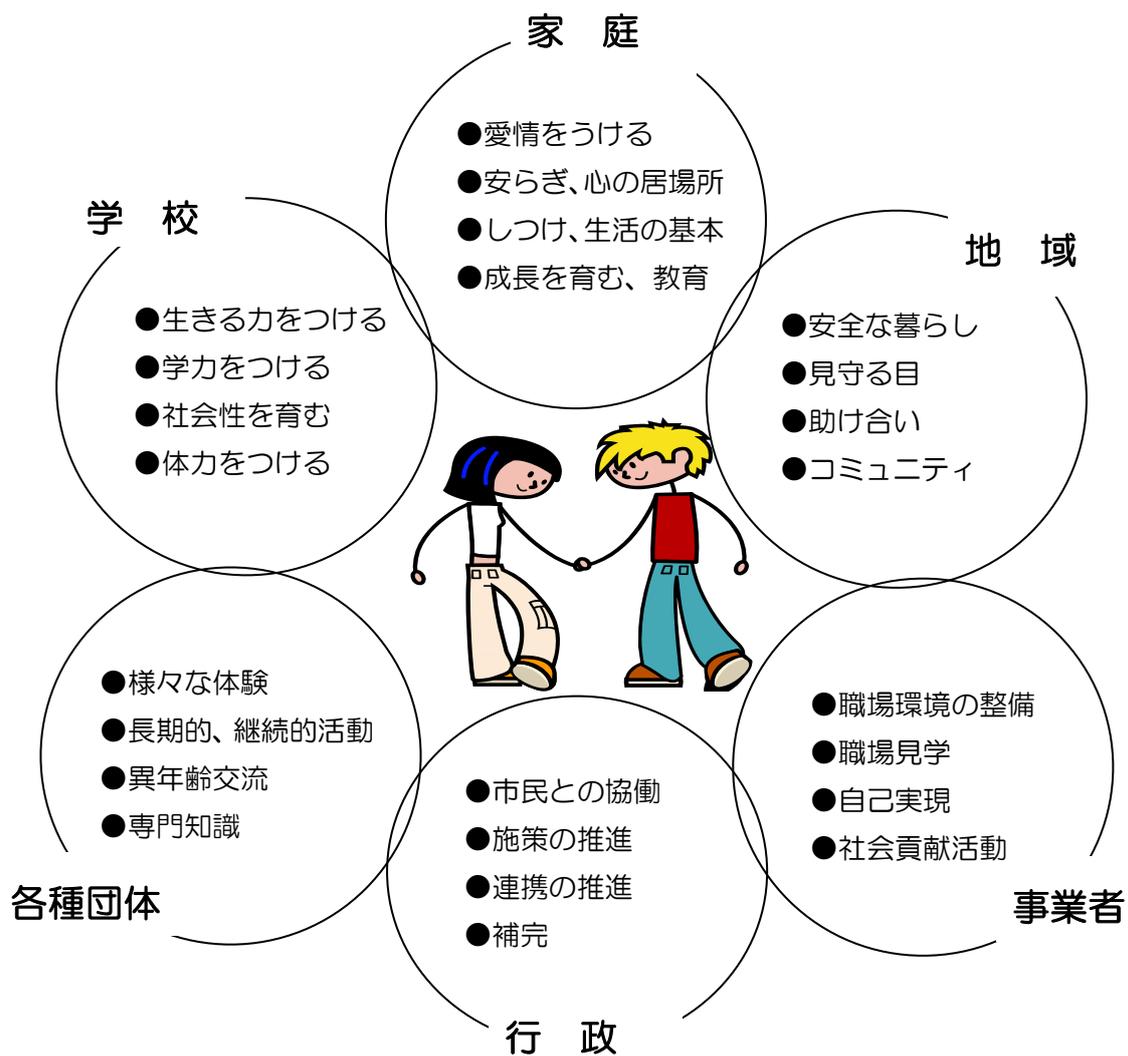
- ・団体活動を通し子ども・若者の居場所をつくり、幅広い体験活動や異年齢交流を行う
- ・組織として長期的活動を目指し、子ども・若者に継続的な体験活動の場をつくる
- ・専門知識と組織的活動により家庭や地域を支え、地域ぐるみの活動を支える

□事業者

- ・子育てしやすい職場環境をつくる
- ・職場見学や職場体験の受け入れにより、働く心を育てる
- ・経済的安定と自己実現を促す場となる
- ・広範囲、大規模な子ども・若者育成活動を行う
- ・地域の一員として地域活動に参加する
- ・専門知識や経済的支援等により地域との関わりを深め、活動を支える

□行政

- ・市民とともに総合的施策を行う
- ・子ども・若者育成に関わる連携の橋渡しや補完を行う



施策の柱(6) 市民参画の推進とネットワークの強化

基本施策② 関係機関・NPO等団体のネットワークの強化と形成を促進する

関係機関や各種団体が持つ知識・技術を活かし、子ども・若者の育成を推進するため、関係機関・団体等によるネットワークの強化と形成を促進します。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□ネットワークの強化・形成

子ども・若者に関わる人・団体の連携を深めます。

(事業内容)

●ニート対策事業【経済局】

働くことに悩みを抱えている本人やその家族等を対象に就労に向けた支援を行うため、ニートの就労支援セミナーや相談会の開催、関係機関等のネットワークの構築などを行います。

●要保護児童対策地域協議会【保健福祉子ども局、各区福祉事務所、教育委員会】

各関係機関等の情報を共有化し、適切な対応を検討します。

また、要保護児童対策に向けた体制の強化及び児童虐待等の防止に向けた研修を実施します。

(その他の事業)

●学校教育におけるネットワーク

- ・学校サポート連絡協議会
- ・中学校警察連絡協議会

●市民活動センターの運営【生活文化局】

～静岡市市民活動センター～

□子ども・若者の育成に取り組む協働を促す仕組みづくり

(事業内容)

●協働パイロット事業【生活文化局】

市と市民活動団体が協働で実施する自由な提案を募り、審査により協働パイロット事業として実施します。

(その他の事業)

●市民活動協働市場【生活文化局】



施策の柱(6) 市民参画の推進とネットワークの強化

基本施策③ 子ども・若者の育成に関する情報を集約、発信し、市民意識の高揚を図る

子ども・若者の育成に関する情報を集約、発信することにより、子ども・若者育成についての市民意識の高揚を図り、市民参画を推進します。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□啓発活動等による市民意識の高揚

啓発活動等の充実により、市民意識の高揚を図ります。

(事業内容)

●消費者啓発キャンペーン【生活文化局】

消費者月間である5月と消費者被害が出やすい年末の12月の2回、啓発品を配布しながら悪質商法についての注意喚起を行います。

(その他の事業)

●非行防止キャンペーン【保健福祉子ども局】

●児童虐待防止月間、オレンジリボンキャンペーン【保健福祉子ども局】

●環境ハンドブック作成事業【環境局】

●新成人バースデーカード発送事業【選挙管理委員会】

□情報の提供

子ども・若者の育成に関わる人や団体が情報を共有し、効果的に活用できるような施策を推進します。

(事業内容)

●市民活動情報紙の発行(市民活動センター)【生活文化局】

NPO活動やボランティアの活動状況を、実際に活動している市民からの視点で伝える市民活動情報紙「パートナー」を発行します。

(その他の事業)

●イベント等に関する情報【教育委員会】

・シティFM教育情報

●子ども・若者の育成等に関する情報

・女性会館図書コーナー【生活文化局】

・育成センターだより【保健福祉子ども局】

●市民活動に関する情報【生活文化局】

・市民活動団体名簿の作成



施策の柱(6) 市民参画の推進とネットワークの強化

基本施策④ 子ども・若者育成を効果的に推進するための組織の拡充を図る

社会環境の変化に応じ、複雑・多様化する子ども・若者問題に対応するため、調査・研究の推進や子ども・若者育成の総合的施策を効果的に推進する組織の充実を図ります。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□総合的・効果的な組織づくり

行政組織の連携の強化を図ります。

- 静岡市保健福祉子ども局
～乳幼児期から若者期まで成長に応じた一体的な施策の推進～
- 静岡市青少年育成推進委員会
～子ども・若者事業関係課による総合的施策の推進～

□調査・研究の推進

時代に応じた子ども・若者施策を行うため、調査・研究の推進を図ります。

- 静岡市保健福祉子ども局
- 静岡市青少年問題協議会
～関係機関、学識経験者等による子ども・若者に関する重要事項を調査・審議する協議会～



施策の柱(7) たくましく しなやかな子ども・若者を育成するプログラムの推進

基本施策① 確かな学力の育成とともに、生涯学習への意識を高める

子ども・若者の発達段階を踏まえ、各教科での基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、個々の子ども・若者の学力や学習状況を把握し、指導や教育施策の改善を進めます。

また、同時に一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯にわたって学習する意識を高めていきます。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□確かな学力の育成

訪問指導の充実を図ります。

(事業内容)

●学校訪問事業【教育委員会】

指導主事が学校(園)を計画的に訪問し、授業内容や校内研修について指導助言をすることで、学校(園)における自校ならではの教育実践の一層の充実・向上を図ります。

□生涯にわたる学習の推進

生涯にわたり学習意欲の促進を図ります。

(事業内容)

●人材養成事業【生活文化局】

社会起業家の視点とスキルを持ち、地域社会の課題に自ら気づき、自分にあった方法で解決することのできる人材を育成することを目的として講座を実施します。

●産学交流センター高等学校等起業家育成事業【経済局】

市内の高校、大学及び専門学校を学生を対象に、中小企業診断士等の専門家を活用し、「起業・創業の仕方(ビジネスプランの作成方法等)」など、起業・創業に関する実践的な支援を実施します。

●勤労青少年育成事業【経済局】

勤労青少年には、経済効率が優先される現代社会の中で、職場や地域の人間関係に悩み自らの将来に希望を持たず、自立できない若者が増えているため、勤労青少年が、自ら考え、積極的に行動し、社会参加を促すためのセミナーを開催します。



施策の柱(7) たくましく しなやかな子ども・若者を育成するプログラムの推進

基本施策② 多様な体験活動を通して、社会性や感性、郷土愛などの豊かな人間性の育成に取り組む

自然体験や集団宿泊体験、奉仕体験など幅広い体験活動を通して、「時」、「場所」、「機会」に応じたマナーを身に付けるとともに、社会性や豊かな感性、そして郷土を愛し、誇りをもつ子ども・若者の育成に取り組みます。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□学校以外の人材の有効活用

学校以外の専門家を積極的に活用します。

(事業内容)

●次世代育成プロジェクト事業【教育委員会】

民間教育力の活用や本市の第一線で活躍する様々な専門家を学校に派遣することにより児童生徒の学習の充実を図るとともに勤労観や職業観を育みます。

□様々な体験の場の提供

仕事、ものづくりや自然体験活動の場を提供します。

(事業内容)

●成人の日行事【保健福祉子ども局】

若者自らが主体となって式全ての企画、運営を行う成人式典を開催することにより、大人としての自覚や社会参画を推進するよう努めます。

(事業内容)

●こどもクリエイティブタウン【経済局】

小学生を中心とした児童（未就学児童から中高校生まで）を対象に、仕事とものづくりの体験の場を提供し、これからの時代に求められる子どもたちの創造力（将来を描く力、社会とかがわる力、挑戦する力）を育成します。

(事業内容)

●井川・和田島少年自然の家自然体験活動【教育委員会】

自然の素晴らしさや厳しさにふれながら、自然環境の中で集団訓練、野外活動、自然探求等を通じて豊かな情操を培い、心身ともに健全な育成を図ります。

□ボランティア活動の推進

ボランティア活動を推進します。

(事業内容)

●子ども・若者のボランティア活動の充実【教育委員会】

ボランティア活動は、活動を通して自分が必要とされている存在であることを実感させ、喜びや生きがいを与えるとともに、様々な社会問題への問題意識を高めます。また社会貢献への気持ちを育む効果があることから、地域社会や民間団体等とも協力し、ボランティア活動を推進します。

施策の柱(7) たくましく しなやかな子ども・若者を育成するプログラムの推進

基本施策③ 生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができる

ように、健やかな体の育成に取り組む

子ども・若者が生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を身に付けるため、健康教育を推進します。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□明るく健やかな子ども・若者の育成

明るく健やかな子どもの育成を推進していきます。

(事業内容)

●「早寝・早起き・朝ごはん」運動【教育委員会】

静岡市の学校及び子どもの課題の一つである「規則正しい生活リズムをつくる」ために、「早寝、早起き、朝ごはん」国民運動に取り組み、健康的で明るい学校づくりと健やかな子どもの育成を推進します。

●静岡市食育推進計画【保健福祉子ども局】

生涯、食を通じた健康づくりが継続されるよう、基本的な生活習慣の確立を目指して、食習慣の普及啓発を行います。

●歯科保健について「8020運動」【保健福祉子ども局】

80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことを目標に乳幼児期、学童期、思春期、青年期など一生を通じて歯や口を大切にしていくことを推進します。

(その他の事業)

●小・中学生向け喫煙防止教室【保健福祉子ども局】

□体力・運動能力の向上

体力・運動能力の向上を図ります。

(事業内容)

●小学生体力・運動能力向上検討委員会【教育委員会】

体力テスト、水泳能力テスト、器械運動到達度調査を実施し、その結果から体育の授業改善や指導法の工夫、体力づくりの具体を探ります。

(その他の事業)

●薬物乱用防止教室【教育委員会】

●肥満傾向の子どもと親の健康教室【教育委員会】

●健康教育の充実【教育委員会】

●食に関する指導の充実【教育委員会】 他

施策の柱(7) たくましく しなやかな子ども・若者を育成するプログラムの推進

基本施策④ 一人ひとりの子ども・若者のもつ可能性を伸ばすために、

個に対応した教育の支援に取り組む

一人ひとりのニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する適切な指導や支援を行うなど、子ども・若者の自立や社会参加に向けて個に対応した教育の支援に取り組めます。

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□特別支援教育の推進

特別支援教育を推進していきます。

(事業内容)

●特別支援教育推進事業【教育委員会】

特別支援教育の相談活動や支援員の派遣活動、他学級間の交流促進のための事業などを通して障害のある子ども・若者への特別支援教育を推進します。

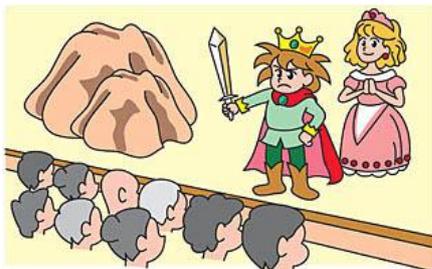
□きめ細やかな教育の実施

一人ひとりの子ども・若者の状況に個別に対応します。

(事業内容)

●学生スクールボランティア(教科指導、日本語指導等)【教育委員会】

学生スクールボランティアが教科指導や総合学習、特別支援教育、放課後の学習相談・あそび、日本語指導などにアシスタントとして参加することで、市立幼稚園、小・中学校の教育課程実施の充実を支援するとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげます。



施策の柱(8)困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

基本施策① ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者を支援する

修学や就業のいずれもしていないなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係する専門機関が発達段階に応じて適切な相談、助言又は指導などの支援とともに、予防に努めます。

◇◇◇◇◇◇**具体的取り組み**◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□就労に向けた支援

ニート等働くことに悩みを抱えている若者の就労を支援します。

(事業内容)

●ニート対策事業【経済局】

働くことに悩みを抱えている本人やその家族等を対象に就労に向けた支援を行うため、ニートの就労支援セミナーや相談会の開催、関係機関等のネットワークの構築などを行います。

□卒業資格取得のための支援

高等学校卒業資格を取得しようとする者を支援します。

(事業内容)

●勤労高等学園の運営【保健福祉子ども局】

市内に居住または勤務する高等学校通信制過程に学ぶ者の共同学習の場で、高等学校卒業資格取得を目標に掲げ、火・木・金曜日の午後6時から8時まで、県立静岡中央高等学校等から講師を迎え学習会を開催します。

□学校などへの適応の支援

集団生活に適応できるよう支援活動を行います。

(事業内容)

●適応指導教室の運営（「ふれあい教室」「はばたく教室」）【保健福祉子ども局】

不登校の状態にある小中学生に対して、情緒の安定や生活意欲の向上を図る中で、自立への支援を行い、学校生活への復帰を目指します。

●少人数適応教室「ひだまり」「ほのぼの」【保健福祉子ども局】

定期的な来所により相談員と一対一の面接相談が可能となった来所相談小中学生が、適応指導教室への入級や学校生活への復帰に対して円滑に一步を踏み出せるように、集団への適応能力を回復させたり、生活リズムの安定や学習への意欲向上を図ります。

施策の柱(8)困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

基本施策② 障害のある子ども・若者を社会全体で支援する体制を

充実する

障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に取り組みます。

◇◇◇◇◇◇具体的取組み◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□障害のある子ども・若者の家庭への支援

家庭への支援の充実を図ります。

(事業内容)

●自立支援給付事業【保健福祉子ども局】

障害のある子ども・若者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、障害者自立支援法に基づく自立支援給付費の支給を行います。

(その他の事業)

●特別障害者手当等給付【保健福祉子ども局】

●重度障害児扶養手当【保健福祉子ども局】

●児童発達支援事業【保健福祉子ども局】

●放課後等デイサービス【保健福祉子ども局】

●重度心身障害者医療費助成事業【保健福祉子ども局】

●障害者タクシー利用料金助成事業【保健福祉子ども局】

●地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業）【保健福祉子ども局】

●発達障害者支援センター【保健福祉子ども局】

●障害者等相談支援事業【保健福祉子ども局】

□特別支援教育の推進

特別支援教育を推進します。

(事業内容)

●特別支援教育推進事業【教育委員会】

障害のある子ども（幼児、児童、生徒）等への特別支援教育を推進します。

・特別支援教育の相談活動や支援員の派遣を行い、将来の自立に向けた学校生活を支えます。

・特別支援学級間の交流促進のための事業を行います。

施策の柱(8) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

基本施策③ 子ども・若者の虐待防止等困難を抱える家庭を支援する

困難を抱える子ども・若者の自立や社会参加を促すためには、経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭を支援していく取組みを推進していく他、虐待等を未然に防止するため、状況に応じて家庭へのきめ細やかな支援を行います。

◇◇◇◇◇◇ 具体的取組み ◇◇◇◇◇◇

施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

□ 困難を抱える子ども・若者の家庭への支援

専門家による養育指導、助言を行います。

(事業内容)

● 養育支援訪問事業【保健福祉子ども局】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、専門的資格を有する訪問員等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

□ 専門家によるきめ細やかな支援

スクールソーシャルワーカーなど専門家による支援を行います。

(事業内容)

● スクールソーシャルワーカー活用事業【教育委員会】

教育と福祉の専門的な知識・技能を有し、過去に教育や福祉分野において活動経験の実績のある者をスクールソーシャルワーカーとして学校に派遣し、問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけや保護者や教職員等への支援を行います。

□ 児童虐待の防止

児童虐待のない社会を目指した活動を行います。

(事業内容)

● 児童虐待防止推進月間(11月)、オレンジリボンキャンペーン【保健福祉子ども局】

「オレンジリボンキャンペーン」は、児童虐待防止のシンボルマークとしてのオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動で、児童虐待の現状を伝え、多くの方に児童虐待の問題に関心を持っていただき、虐待のない社会を築くことを目指しています。



施策の柱(8)困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

基本施策④ 複合的な要因から生じる問題の解決を支援するために

「子ども・若者支援地域協議会」を運営する

◇◇◇◇◇◇具体的取り組み◇◇◇◇◇◇

1 総合相談窓口での一括した相談の受付

近年、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関わる問題は深刻な状況にあり、これらの問題は様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いため、これまで十分な対応策が取られてきませんでした。

そこで、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など単一の機関だけでなく様々な機関がネットワークを形成する「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、総合相談窓口で一括して相談を受け付け、適切な関係機関が対応にあたります。

2 複合的な要因の事例に対する複数の関係支援機関による協働対応

複合的な要因による事例に対しては、総合相談窓口配置されている支援コーディネーターの調整に基づいて、該当する複数の関係支援機関が決定されます。

関係支援機関は、必要に応じて担当者で構成される個別ケース検討会議を開催し、状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定、支援計画の立案、役割分担の決定、情報の共有化などを行います。これらの決定事項に従い、それぞれの分野の専門性を活かしながら、協働して発達段階に応じた相談、助言、指導などの支援を行います。

また、支援に関する実践的・専門的な情報の提供等の支援が必要となる場合には、指定民間支援機関と連携して対応することで、より有効な支援が可能となります。

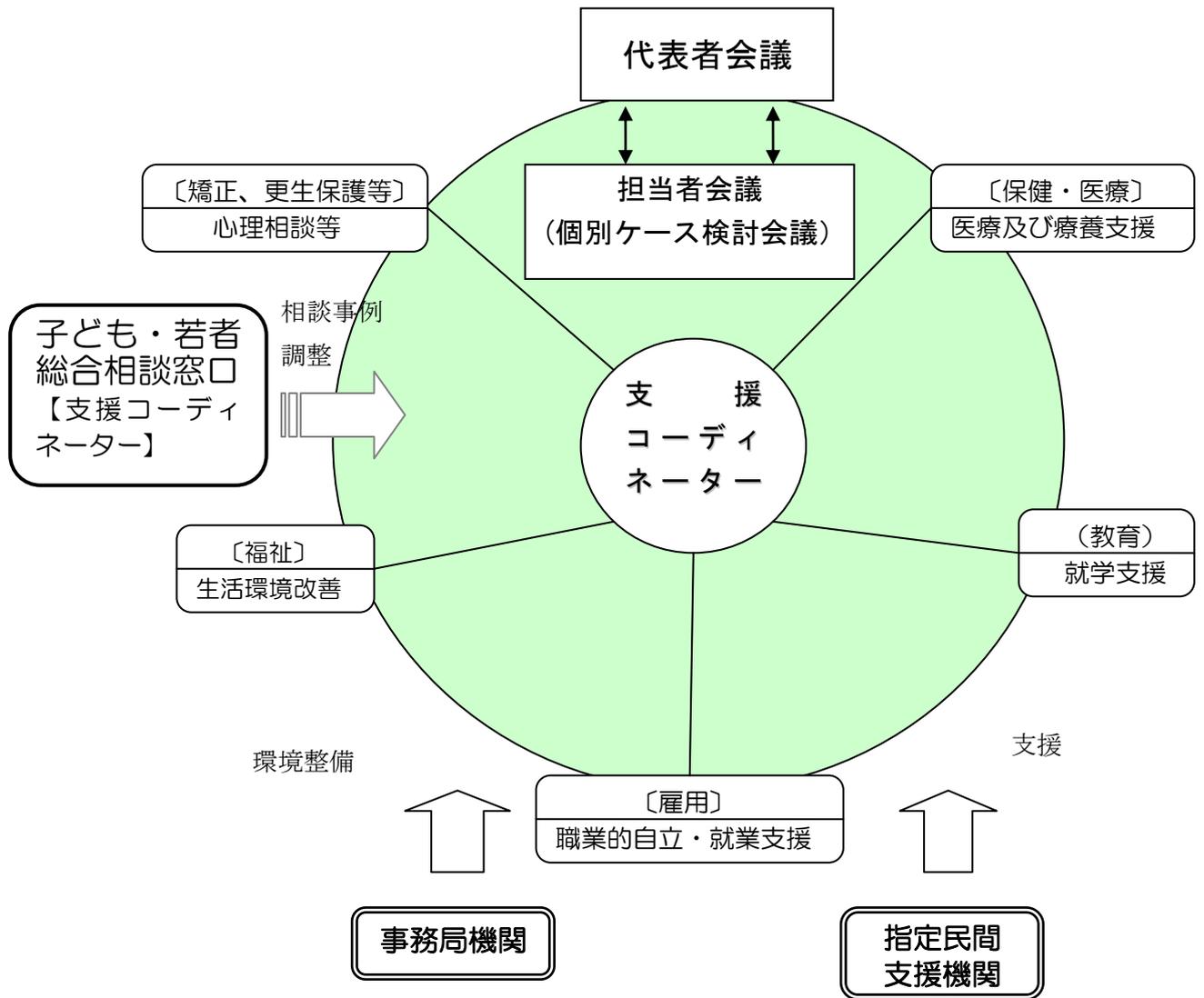
3 支援コーディネーターを中心とするフォローアップ

支援は長期に渡ることもあるため、継続的支援とともに一定期間ごとに支援状況の確認(フォローアップ)と評価を行う必要があります。支援コーディネーターが中心となり、関係支援機関等とともに評価基準に基づいて、対象者の行動変容を評価し、必要であれば支援方針や計画を再検討し修正を行います。

4 円滑に運営されるための環境整備

関係支援機関の代表者で構成される代表者会議では、協議会の基本的な運営方針の決定や子ども・若者の問題状況についての情報交換などを行い、事務局機関とともに協議会が円滑に運営されるための環境整備を図ります。

子ども・若者支援地域協議会 概念図



第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 静岡市青少年育成推進委員会

平成18年4月、本市の子ども・若者育成施策を総合的・計画的に推進するため、「静岡市青少年育成推進委員会」を設置しました。部局ごとの業務推進だけでなく、局を横断し、子ども・若者育成施策の効果的な推進を図っていきます。庁内における各子ども・若者関連事業実施部局職員が委員となり、各種施策・事業の実施状況の把握や部局間相互の調整を行い、子ども・若者施策の総合的な取り組みを推進していきます。

(2) 静岡市青少年問題協議会等との連携

学識経験者や子ども・若者関係機関・団体の代表者などで構成し、子ども・若者に関する重要事項を調査・審議する「静岡市青少年問題協議会」の意見等を子ども・若者施策に反映するよう努めます。

また、この協議会に本計画の進捗状況を定期的に報告し、意見等を聴取することで推進上の課題を検証するとともに、各機関・団体の連携による施策の推進を図ります。

(3) 市民との連携・協働による計画の推進

本計画における基本理念では、人とのつながりを大切にする子ども・若者を育むことを盛り込んでおり、基本目標の一つとして、「子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のしくみづくり」を掲げました。

この実現には、市民意識の高揚が必要であり、市民参画を促すため、広報紙やホームページなどを活用して、各種施策・事業の実施状況などを広く公開します。そして、子ども・若者の育成に関する啓発活動を通じて、市民一人ひとりの子ども・若者の育成に対する意識の向上を目指します。

また、市民・各種団体・NPO・事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携することで、活動の促進を図ります。



2 進行管理

本計画は、終期を平成26年度末と定めており、事業の進捗状況を定期的に把握します。

毎年、子ども・若者関連事業の実施状況の検証を行い、この結果を「静岡市青少年問題協議会」に報告することで、本計画における基本施策の進捗状況を客観的に検証するよう努めるとともに、「静岡市青少年育成プラン」策定のために実施した「平成18年度静岡市青少年実態調査」と同様の調査を必要に応じて実施し、子ども・若者や保護者等の意識や行動を把握します。

これらの方法により、各種事業を通じた子ども・若者育成施策の効果を測るとともに、子ども・若者を取り巻く社会の変化などに応じた、より効果的な施策・事業を展開していくため、計画の見直しを行っていきます。

子ども・若者に関する施策や事業の多くは、その効果が数値としてすぐにあらわれるものでなく、長期的な視点に立つことが大切です。現在の事業を継続するとともに、社会情勢により変化する市民のニーズに応えるため、新たな事業を実施するなど多彩なメニューを提供していきます。

また、下記のとおり目標を設定し、目標実現に向けて努めていきます。

対 象	指 標	目 標
子ども・若者関連事業の進捗状況	関連事業の実施計画ごとの評価※	全事業における評価「A」の達成※

子ども・若者関連事業の実施計画を毎年度、設定し、目標を確実に達成できるよう努めていきます。

※事業ごとに担当課にて毎年度、あらかじめ目標を設定し、進捗状況を以下のとおり評価しています。

A（8割以上達成）、B（5～8割未満達成）、C（2～5割未満達成）、D（2割未満達成）、—（判定不能）

継続、達成率

